

○赤磐市地域公共交通会議設置要綱

平成18年12月28日

告示第119号

改正 平成19年3月30日告示第40号

平成24年4月1日告示第43号

平成26年3月24日告示第27号

平成26年3月24日告示第31号

平成29年11月21日告示第113号

平成31年3月18日告示第23号

令和2年1月6日告示第2号

令和2年8月24日告示第107号

令和3年7月26日告示第89号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、赤磐市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網形成計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (4) 網形成計画の実施に係る連携調整に関する事。
- (5) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表

(5) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者

(6) 道路管理者、岡山県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長、副会長及び監査委員)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人並びに監査委員2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監査委員は、交通会議の出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 交通会議の議長は、会長がこれにあたる。

5 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(議決)

第6条 交通会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とする。

2 前項により難しい場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 やむを得ない理由により交通会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(傍聴)

第8条 会議は、議長の許可を得たものがこれを傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(会議録)

第10条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

(事務局)

第11条 交通会議の事務局を総合政策部政策推進課に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第40号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第43号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日告示第31号)

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月21日告示第113号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第23号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月6日告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年8月24日告示第107号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年7月26日告示第89号）

この告示は、公表の日から施行する。